

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月4日

【会社名】 株式会社ブラップジャパン

【英訳名】 PRAP Japan, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 勇 夫

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル

【電話番号】 03 (4580) 9111

【事務連絡者氏名】 経営企画室室長 増 田 光 昭

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル

【電話番号】 03 (4580) 9111

【事務連絡者氏名】 経営企画室室長 増 田 光 昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年11月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年11月26日

(2) 決議事項の内容

会社提案（第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案）

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金31円 総額 123,884,804円

ロ 効力発生日

平成27年11月27日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、杉田敏、泉隆、右山真紀、鈴木勇夫、佐藤卓仁、矢島さやか及び福島栄一を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、荒川純、藤岡秀樹を選任する。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

株主提案（第5号議案）

第5号議案 取締役1名選任の件

取締役として、久保明彦氏を選任する。

株主提案（第6号議案、第7号議案、第8号議案）

第6号議案 定款一部変更の件

第7号議案 取締役6名選任の件

取締役として、右山真紀、鈴木勇夫、佐藤卓仁、矢島さやか、成松淳及び久保明彦を選任する。

第8号議案 監査役2名選任の件

監査役として、荒川純、後藤高志を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	32,656	24			(注)1	可決 99.41
第2号議案						
杉田敏	6,624	26,022	33		(注)3	否決 20.16
泉 隆	6,624	26,022	33			否決 20.16
右山真紀	32,588	58	33			可決 99.20
鈴木勇夫	32,573	73	33			可決 99.16
佐藤卓仁	32,578	68	33			可決 99.17

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
矢島さやか 福島栄一	32,543 6,598	103 26,048	33 33		(注) 3	可決 99.07 否決 20.09
第3号議案 荒川純 藤岡秀樹	32,597 6,615	49 26,031	33 33		(注) 3	可決 99.23 否決 20.14
第4号議案	23,242	9,438			(注) 1	可決 70.75
第5号議案 久保明彦	26,356	6,290	33		(注) 3	可決 80.23
第6号議案	26,275	6,368	33	3	(注) 2	可決 79.98
第7号議案 右山真紀 鈴木勇夫 佐藤卓仁 矢島さやか 成松淳 久保明彦	26,338	6,308	33		(注) 3	可決 80.18
第8号議案 荒川純 後藤高志	26,412	6,232	33	2	(注) 3	可決 80.40

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 第7号議案において、第2号議案と重複候補者である右山真紀氏、鈴木勇夫氏、佐藤卓仁氏、矢島さやか氏については、第2号議案で取締役選任が可決されており、第5号議案と重複候補者である久保明彦氏については、第5号議案で取締役選任が可決されております。

5. 第8号議案において、第3号議案と重複候補者である荒川純氏については、第3号議案で監査役選任が可決されております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。